

「貸付に至ったケース」は、いずれも「ホームレス・居所不定」の状態であり、資金需要は、こうした状態からの脱却のための住まい確保、およびその後の生活再建（仕事と生活のための諸費用）であった。

これに対する相談窓口での対応は、総合支援資金の活用2件、総合支援資金と「当座の生活資金の確保」のための「臨時特例つなぎ資金」との併用が5件である。

・「貸付に至らなかったケース」(N=2)

「貸付に至らなかったケース」2件について、「ネットカフェやサウナを転々としている」ケース、「長期間のホームレスで、所持金100円程度、食事とれておらず、施設入所等の保護を希望している」ケースである。これらについては、それぞれ行政の住宅手当、生活保護の担当者と連絡をとり、相談者には行政への相談を勧めていた。

5 考察

(1) 生活福祉資金貸付の相談者の困窮度のバリエーション

以下では、本章の3つの問いに戻って結果の考察を行なう。まず、貸付の相談窓口には、どのような困窮度のバリエーションをもった相談者層がアクセスしているのだろうか。本研究事業のサンプルデータからは、生活困窮の程度が相対的にもっとも軽い「類型1」が、相談者の3割と最も多かった。他方で、要保護性が非常に高く生活保護の適用に関して生活保護セクションとの調整が必要になるであろう「類型4」「類型5」も、相談者の2割となっている。「類型3」を含めると、最低限の生活需要の充足が困難で、住宅喪失状態にある、もしくは高い住宅喪失リスクを抱え、今後の生活再建の見通しも短期的には立ちにくい相談者全体143件の44.8%、64件にのぼった。

第二のセーフティネットの創設は、要保護性の高い、もしくは、要保護状態に近接する困窮状態にある人々が、貸付相談というルートで地域の福祉機関にアクセスする機会となっているともいえる。また、従来の福祉資金では対応できない、しかも、要保護層には分類されにくいこれらの困窮層を、第二のセーフティネットが支えていることが、データから推察される。

(2) 「貸付に至ったケース」と「貸付に至らなかったケース」の相違

「貸付に至ったケース」と「貸付に至らなかったケース」では、困窮の程度や直面している生活課題に、どのような相違があったのだろうか。「貸付に至ったケース」ではあまりみられず、「貸付に至らなかったケース」に相対的に多くみられた資金需要・生活困窮として特徴的であったものは、以下である。

①「医療介護費により慢性的に生活が圧迫され、困窮している」状況

こうした状況は、「類型2」「類型3」に多くみられた。高齢化が進む現在、福祉資金の貸付の基準となる「治癒の見込み」はなく慢性的にケアが必要となる層は多いはずである。その中で、慢性的なケア費用の支払が困難で生活困窮の要因となる層が一定程度存在すること、また、そうした生活困窮・資金需要を抱える人のうち、介護医療関連制度と福祉資金制度による対応の谷間に落ちる人々が一定程度出現してきていることが、推察される。

②「離職や就業収入の悪化に伴う困窮状態にあり、かつ、債務をかかえている」状況

こうした状況は、「類型3」「類型4」に多くみられた。生活のやりくりのためにやむをえず借金をしたが、離職や就業収入の悪化により困窮状態からは抜け出せないまま、債務をかかえつつ当面の生活費すらも確保できない状況に直面している層が一定程度存在し、そうした生活再建にむけて大きな困難を抱えている人々は、第二のセーフティネットからももれていることが、推察される。

こうした層への対応には、第二のセーフティネットの相談機関と、従来の債務者支援のためのセーフティネット貸付で実績のある機関との連携を基本にした支援スキームが必要となろう。本報告書、第5章でとりあげる、岩手県での消費者信用生活協同組合の取り組み、そこでの社会福祉協議会等との連携による地域での「相談者をたらいまわしにしない」相談支援体制の構築が、他の地域においてもますます必要とされることになる。

③「要保護」状況

なお、「貸付に至ったケース」には「類型4 要保護層」はおらず、「貸付に至らなかったケース」では、20件もの「類型4 要保護層」からの相談があった。

こうした「要保護状態」の人々への対応として、貸付の適用にむけた相談は不適切であるのはもちろんであり、迅速な保護機関へのつなぎ、保護に結びつくまでの緊急一時的な支援等が重要になる。半数程度は生活保護等の行政部門につながっているが、残りの半数の事例は、相談対応が明らかではない。ここでも「就業収入の悪化に伴う家賃・公共料金・生活費の困窮」と「多額債務」との重複ケースが目立つ。

(3) 貸付資源や社会資源の活用

相談者の困窮度や生活課題のバリエーションに応じ、どのように貸付資源や他の制度資源や社会資源が活用されていたのだろうか。

先述したように、総合支援資金を含めた生活福祉資金貸付の相談窓口は、要保護性の高い、もしくは、要保護状態に近接する困窮状態にある人々が、貸付相談というルートで地域の福祉機関にアクセスする機会となっていた。そのなかには、離職や就業収入の悪化に伴う困窮状態にある人で、生活のやりくりのために借金をしたが、困窮から抜け出せないまま債務をかかえて当面の生活費も確保できない状況に直面するという、生活再建にむけて大きな困難を抱えている相談も、一定程度みられた。

「類型3」～「類型5」の64件のうち、貸付に至らないケースが48件、多くの割合を占めた。貸付により生活再建の目途が立たなければ、貸付という手段を用いた支援は不適切ともいえる。相談者のうち貸付に至らなかった人が多くを占めるのは、相談窓口での貸付適用が適正に行なわれていることを示すともいえる。

なお、資金需要として「就業収入の悪化に伴う家賃・公共料金・生活費」すなわち、「就業していても日々の生活継続が困難になるような困窮に追い込まれている層」が、類型2、3、4に一定程度存在した。P社協（および事業実施主体である都道府県社協）では、こうした人々への貸付対応はしていない。第二のセーフティネットは、その創設の趣旨において、離職者への支援（就労の支援、住宅確保、貸付による生活支援）という重層的な支援を目指していたが、第二のセーフティネットが想定する「対象者像」では捉えられない、

「就労はしている」が、継続的・深刻な生活困窮の状態にあるもの、そして、就労を通じては生活再建の見通しを立てることが難しい状態にある人々が、一定の層として存在することを示唆している。

これらの人々の困窮状態そのものに対して、どのように相談と支援を展開するかについては、大きな課題が残されている。相談票から読み取れた相談窓口における対応としては、「総合支援資金・緊急小口資金の案内」が案内可能な人には紹介している。また、債務がある人には、「法律相談の情報提供」などがなされていた。

しかし、例えば「手持ちのお金がなくなりつつある」状態で相談にきたものに対し、法律相談の案内をすることは、全面的な困窮という相談に対する直接的な対応とはいえない。これ以上は「もう待てない」状態にある困窮者に対し、「生活保護、住宅手当部門、自治体相談窓口への紹介・つなぎ」が中心的な対応であり、そうした制度につながるまで「待てる」ための「一時的・応急的な対応に関する相談支援」を、少なくとも、相談票の記載から読み取るのは難しい。

5 相談者の状態像に対応した地域における相談支援の展開にむけて

こうした対応を、貸付相談窓口の職員の力量不足として批判することはできない。それでは、制度的な所得・生活保障の仕組みも地域でも継続的な支援の仕組みづくりもままならない現状において、相談窓口のレベルでは、そうした人たちを含めた相談者の生活困窮に伴う資金需要への相談を、どのように受け止め、その後の支援につなげていくことができるのだろうか。現状のように制度および地域での「支援の仕組み」のない中、貸付では再建の目途が立たない多くの困窮状態に対峙する相談窓口で、「今すぐの困窮状態の解決・生活再建」にむけた支援を提供することを期待するのは酷であろう。

ひとつは、「就業収入の悪化に伴う家賃・公共料金・生活費」の需要を抱えた人びとへの相談支援については、貸付の相談窓口の機能充実というレベルの議論で捉えるのではなく、「労働への参加＝仕事への報酬」と所得保障・生活保障との整合性にかんする議論を十分にすることが必要¹。そうした議論と並行しつつ、地域としての支援の仕組みづくりの議論が必要になろう。

また、「緊急的な支援、生活危機の一時的な回避のための支援」を迅速に行なえるような機能の開発が、不可欠であろう。貸付相談の窓口には、「貯金のみならず手持ち金も底をついた生活困窮状態での相談」が多く寄せられることをふまえれば、そこで求められる相談援助機能のひとつは、「緊急的な支援、生活危機の一時的な回避のための支援」を迅速に行なえること、であろう。そのためには、「緊急性に関する現場の判断にもとづき、迅速かつ柔軟に（小規模な）金銭・生活品が動員できるような資源の確保・開発や支援体制づくり」が求められる。もちろん、単に、「緊急避難」のための資源を相談者に供給するのではなく、短期の緊急避難的な支援期間中に、今後の支援にむけたアセスメントと、支援を実施するための調整を行うような相談支援機能も、重要になろう。これらについては、本研究事業の昨年度（21年度報告書）第6章でとりあげた、大阪府の社会福祉法人・老人施設部

¹ 岩田正美(2010)「最低賃金制度と生活保護制度 仕事への報酬と生活保障の整合性」『社会政策』2(2):5-12.

会と大阪府社会福祉協議会とが共同で取り組む「社会貢献事業」の取組みが参考となる²。

また、生活のやりくりのためにやむをえず借金をしたが、離職や就業収入の悪化により困窮状態からは抜け出せないまま、債務をかかえつつ当面の生活費すらも確保できない状況に直面している層に対しては、第二のセーフティネットの相談機関と、従来の債務者支援のためのセーフティネット貸付で実績のある機関との連携を基本にした支援スキームが必要となろう。本報告書、第5章でとりあげる、岩手県での消費者信用生活協同組合の取組み、そこでの社会福祉協議会等との連携による地域での相談支援体制の構築が、他の地域においてもますます必要とされることになるろう。

こうした仕組みづくりが必要とはいえ、その間にも日々、相談があり、それに対応していくことが必要になる。そうした状況のなかで、相談窓口のレベルで、当面できることとしては、相談者が、今後の生活再建にむけて希望をもてるような相談関係の「糸」を、地域のどこかでもっていてもらうようにする、といったことかもしれない。困窮状態にある相談者が、孤立したまま絶望に陥るのではなく、一緒にこれからのことを考える関係者を確保できるよう、地域での相談関係が途切れないようなはたらきかけが、必要になる。これは、現場で比較的短期的に実践にうつせる取組みといえよう。本報告書の第8章で示す、業務支援ツール「ご相談内容確認シート」には、こうした意図も含まれている。

貸付の要否判定にとらわれない困窮状態・生活課題への相談支援にむけ、これらを全国レベルで如何に普及定着させていくかが問われている。

² 森川美絵「困窮者を支える地域ネットワーク形成① 大阪府社会福祉協議会のヒアリング結果」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究（H21-政策—一般-004）』平成21年度総括・分担研究報告書、第6章。

第4章 参考資料 貸付初期相談のケース概要（類型別）

類型1 低所得者層（1）

■貸付に至ったケース

ID11, ID73

■貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり

ID63, ID124

■貸付に至らなかったケース 対応不明

ID45, ID121

類型1 (貸付に至ったケース)

ID No.11 女性(30代)

<紹介経路> 住宅手当窓口

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 現在、住宅を喪失している状態なので、総合支援資金と臨時特例つなぎの貸付を申し込みたい。

・相談内容(担当者の記載) ◆平成22年1月中旬～3月下旬ヘルパー勤務、ケアマネ目指していた。休みくれない(人手不足)。最終給与3月分4月中旬振込み。それ以前は、A県で看護、介護職。◆現在、S県T市の妹宅に居候(社員寮)。◆つなぎ資金、住宅入居費希望(看護師、介護士資格あり。つなぎがあれば支援費は不要…かな?とのこと)。◆対象者証明でたら来所予定。相談カード2種渡し済み。◆平成22年●月▼日、本人来所あり。つなぎ申請する。◆役所より、対象者証明書が出たら連絡もらう。

<申請理由(カテゴリー)> 一時的な失業(失業・退職)。お金の目的は日常生活には困っていないが、まとまった資金が必要になったとのこと。具体的に住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用等に使用する。

<貸付金の使用目的> 転居費、生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 住宅手当を申請中。

<今後の方針> 総合支援資金の貸付に向けて相談を進める。

<終結> 貸付

<家族構成> 本人と妹。

<住宅> 妹の社員寮に居候。現在、住宅を喪失状態。毎月家計費金額40,000円入金。

<就労状況> 職歴は平成22年1月中旬～3月下旬、ヘルパー勤務、ケアマネ目指していた。休みくれない(人手不足)。最終給与3月分4月中旬振込み。それ以前は、A県で看護、介護職。看護師、介護士資格あり。離職のため4月より無収入。本人は就業していないが、妹が就業している。

<経済状況・債務> 毎月家計費金額40,000円入金。主に妹の就労収入が収入源。債務なし。

<健康・障害> 記載なし

類型1 (貸付に至ったケース)

ID No. 73 男性 (20代)

<紹介経路> その他

<相談内容>

・相談したい内容 (本人希望) 就職するまでにかかる生活費の貸付

・相談内容 (担当者の記載) ◆クレジットカード借付 40 万円。◆3 年前から知人とルームシェア。年配の人 (自営)。知人の名義でアパートを借りている。家賃光熱費含め 3 万円、残りの経費 7 万円=10 万円掛かる。◆住宅手当で住居を借りることも可。それを理解したうえで。知人も了解しているか本人より確認してもらおう。◆求職中。◆平成 20 年 7 月~1 年間派遣 (通信会社、訪問営業、月収 30 万円)。→平成 21 年 6 月末離職 (会社倒産)。確定申告した、明細あり。◆平成 22 年 1 月まで失業保険給付 (90 日+60 日)。生活費が不足して困っている。◆通信会社 A に平成 21 年 7 月に登録。歩合制の営業。N 社の光回線。基本給なし、好きな時間にやる。◆失業手当で切れた後、本腰を入れたが収入にならず。→収入不安定。◆平成 22 年 5 月よりスポットでコンビニエンスストアで夜勤 (現金、日払いで、月 12 万円??)。◆次回、5 月●日 15:30。

<申請理由 (カテゴリー)> 一時的な失業 (失業・退職)。一時的に生活費に困っているため、生活費が使用目的。

<貸付金の使用目的> 家賃、ライフライン (光熱費・電話・水道)、生活費 (困窮)。

<他制度の利用状況> 住宅手当は受給していない。他の制度は雇用保険求職者給付を利用している。

<今後の方針> 緊急小口の貸付に向けて相談を進める。

<終結> 貸付

<家族構成> 本人と母親。非親族世帯。

<住宅> 賃貸住宅で 3 年前から知人とルームシェア。年配の人 (自営)。知人の名義でアパート。家賃は 30,000 円。

<就労状況> 職歴は平成 20 年 7 月~1 年間派遣→平成 21 年 6 月末離職 (会社倒産)→平成 21 年 7 月末に A ネット社に登録。歩合制の営業。N 社の光回線。基本給なし。好きな時間にやる。→平成 22 年 1 月まで失業保険給付→失業手当が切れた後、A ネット社の仕事に本腰をいれたが収入にならず収入不安定。→平成 22 年 5 月よりコンビニエンスストアで夜勤スポットでバイト (現金日払いで月 12 万円)→求職中。

会社倒産により平成 21 年 6 月より失業。雇用保険求職者給付を平成 21 年 8 月~平成 22 年 1 月まで受給していたが終了。本人、及び世帯の就業はしていない。

<経済状況・債務> 主な収入源なし (初任給待ち、雇用保険受給待ち、休職中も含む)。5 月 26 日から就職できるか。6 月、派遣 (2~3 か月ごとの更新あり)→30 万円 (時給 1,750 円) くらいの収入見込み。手取り 27 万円。本人及び、世帯の収入なし。

債務あり。平成 20 年 5 月に生活費として、■社より 500,000 円借入。現在の残額 480,000 円。毎月 30,000 円返済。返済状況は順調。

<健康・障害> 記載なし

類型1 (貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり)

ID No. 63 男性 (年齢不明)

<相談形態> 電話

<紹介経路> 記載なし

<相談内容>

・相談したい内容 (本人希望) 生活福祉資金 (転宅)

・相談内容 (担当者の記載) ◆自営業。現在収入が1/3 ぐらいに売上げが減少している。
◆5月に店とマンションの賃貸料の更新が重なったため、貸付を受けられるか。◆店の更新は対象外。マンションの更新料については、減収による。収入内訳を提出してOKなら話をすすめる。
◆借入金11万円希望。→民生委員の面接がある話をしたところ、店の客であるため今回考える。

<申請理由 (カテゴリー)> 事業経営困難。一時的に生活費に困っている。5月に店とマンションの賃貸料の更新が重なったため、貸付を受けられるか。

<貸付金の使用目的> 家賃。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 対象資金がない。店の更新料は対象外。マンションの更新料のみ対象。

<今後の方針> 記載なし

<終結> 店の更新料は対象外。マンションの更新料は対象だが、民生委員の面接がある話をしたところ、店の客であるため考えるとのこと。

<家族構成> 核家族世帯。本人と妻、子供。息子は昨年より働いて、家に2万入れている。

<住宅> 賃貸住宅。家賃110,000円。

<就労状況> 自営業。現在収入が1/3 ぐらいに売上げが減少している。

<経済状況・債務> 収入源は本人の就労収入と、家族の就労収入。息子は昨年より働いて、家に2万入れている。息子(210,000円、手取り170,000円)。

<健康・障害> 記載なし。

類型1 (貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり)

ID No. 124 男性 (年齢不明)

<相談形態> 電話

<紹介経路> 行政

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 緊急小口資金

・相談内容(担当者の記載) ◆債務なし。◆2月末に退職。◆5月末から派遣で仕事をスタート。25万円/月くらい。家電量販店の販売員。◆初任給6月末。◆初任給までの生活費として緊急小口資金。→書類がそろったらTELある予定。

<申請理由(カテゴリ)> 就職のつなぎ(初任給待ち)。一時的に生活費に困っている。

<貸付金の使用目的> 生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 記載なし

<今後の方針> 緊急小口の貸付に向けて相談を進める。

<終結> 書類が揃ったら電話がある予定だったが来所なし。

<家族構成> 単身、単独世帯。

<住宅> 賃貸住宅。家賃54,000円。

<就労状況> 平成22年2月末に退職→5月下旬から派遣で仕事をスタート。25万円/月くらい。家電量販店の販売員。初任給6月末。

<経済状況・債務> 収入は25万円/月くらい。初任給待ちで収入源なし。債務なし。

<健康・障害> 記載なし。

類型1 (貸付に至らなかったケース 対応不明)

ID No. 45 女性 (年齢不明)

<相談形態> 電話

<紹介経路> 包括

<相談内容>

・相談したい内容 (本人希望) 生活福祉資金、緊急小口資金

・相談内容 (担当者の記載) ◆母 (祖母) が7年間病気で入退院。◆2か月遅れで支払い (祖母の年金、1回290,000円)。◆4月から特養に入所。前施設と合計で180,000円。特養120,000円→支払いが難しい。◆本人、パニック障害。月に7万円。◆息子年収300万。下水道工事の仕事をしている。4~5万円の仕送り→母へ。

<申請理由 (カテゴリー)> 健康。日常生活には困ってないが、まとまった資金が必要になった。

<貸付金の使用目的> 母親の特養入所施設費。医療費。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 記載なし

<今後の方針> 記載なし

<終結> 未定。

<家族構成> 核家族世帯。配偶者なし。本人と子ども、母親。母が7年間病気で入退院。4月から特養に入所。

<住宅> 記載なし

<就労状況> 本人は就業していないが、息子が就業している。

<経済状況・債務> 主な収入源は本人の障害者手当と家族の収入。収入は本人 (月に7万円)。息子、下水道工事の仕事 (年収300)。4~5万円仕送りあり。

<健康・障害> 記載あり (本人)。パニック障害。母が7年間病気で入退院。4月から特養に入所。

類型1 (貸付に至らなかったケース 対応不明)

ID No. 121 男性 (60代)

＜相談形態＞ 記載なし

＜紹介経路＞ 行政

＜相談内容＞

・相談したい内容 (本人希望) 緊急小口資金

・相談内容 (担当者の記載) ◆4月●日もらい事故。タクシーに追突された(保障100%でそう)。◆仕事は休職中。電鉄の警備員、光通信ケーブルの設置の警備。◆8,000円/日(日給、週払い)で、平均17~18万円の月收入。◆医者通院中(4月、3月…17万円、2月…17万円)。収入証明など必要だがでない。

＜申請理由(カテゴリー)＞ 復帰までのつなぎ(病気、ケガ等が原因)、健康。一時的に生活費に困っている。

＜貸付金の使用目的＞ 生活費(明確な記述はない)。

＜他制度の利用状況＞ 記載なし

＜貸付対象外の理由＞ 書類が揃わず。

＜今後の方針＞ 記載なし

＜終結＞ 未定(収入証明など必要書類が揃わず対象外)。

＜家族構成＞ 核家族世帯。配偶者あり。本人と妻(65歳)。

＜住宅＞ 賃貸住宅。家賃60,000円。身内(親と妻になる人)が困っていて仕送りしている。

＜就労状況＞ 仕事は平成22年4月の車のもらい事故で休職中。電鉄の駅警備員、光通信ケーブルの設置の警備。8,000円/日(日給月給、週払い金曜日)で、平均17~18万円の月收入。

＜経済状況・債務＞ 主な収入源は本人の年金と、家族の年金。8,000円/日(日給月給、週払い金曜日)で、平均17~18万円の月收入。本人(国民年金55,000円/月)、妻(45,000円/月)。

＜健康・障害＞ 記載あり(本人)。突発的な疾患・外傷等。医者通院中。4月にもらい事故。タクシーに追突された(保障100%でそう)。

類型 2 低所得者層 (2)

■貸付に至ったケース

ID12

■貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり

ID125,ID69,ID113

■貸付に至らなかったケース 対応不明

ID70,ID114

類型2 (貸付に至ったケース)

ID No.12 男性(50代)

<紹介経路> 記載なし

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 生活支援費の支給について。

・相談内容(担当者の記載) ◆失業手当もらっている。平成22年5月●日、残り3日分振込み。◆平成18年半年、すし屋。平成19年4月～平成21年7月、施設の警備。フィットネスジム。正社員で、月20万円収入あった。年度契約更新(勤務14時間→2日に1回勤務)。◆平成21年8月～失業手当(月12万円くらい)。◆ビル管理(ボイラー管理、危険物、冷凍機、管理士?)。◆住手当対象者証明。5月■日まで失業手当。源泉徴収。住民票。保険証。

<申請理由(カテゴリー)> 一時的な失業(失業・退職)。お金の目的は全般的に生活費に困窮しているとのこと。雇用保険が終わり、生活の費用がないので、次の就職までの必要な費用等に使用する。

<貸付金の使用目的> 生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 住宅手当を申請中。雇用保険求職者給付と生活福祉資金(緊急小口資金)を利用している。

<今後の方針> 総合支援資金の貸付に向けて相談を進める。

<終結> 貸付

<家族構成> 単身、単独世帯。

<住宅> 賃貸住宅に2年間住んでいる。家賃は40,000円。

<就労状況> 職歴は平成18年半年間すし屋→平成19年4月～平成21年7月施設の警備。フィットネス事務。正社員で月20万円収入あった。年度契約更新(勤務14時間→2日に1回勤務)。ビル管理(ボイラー管理、危険物、冷凍機、管理士?)。

平成21年7月に失業。雇用保険求職者給付は平成21年8月～平成22年5月まで受給していたが、終了。就業していない。

<経済状況・債務> 収入は失業手当(月12万円くらい)。主な収入源は雇用保険・他制度の奨励金等を受給中(期間限定)。現在の預貯金・手持ち金は36,000円。債務はなし。

<健康・障害> 記載なし

類型2 (貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり)

ID No. 125 女性 (20代)

<相談形態> 来所

<紹介経路> 行政の貸付事業担当

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 生活福祉資金(転宅)

・相談内容(担当者の記載) ◆5月●日10:00、転宅費の相談。◆5月■日付離婚。◆自立にむけての母子支援。母子家庭転宅。都内6か月以上在住の母子家庭。離婚届出されているのなら26万円まで可。◆前夫と住所が一緒。夫が帰って来ない。ずっとあっていない。◆前夫名義で借りているマンション→ご本人が仕事をして今まで支払ってきた。◆昼間の仕事に転職しようと思っている。アルバイト収入20万円→昼間の仕事週3日くらい、今月から外回りで3か月短期で終わり。夜のバイト週1日。◆今日、明日面接して、長期のバイトの仕事を探し、別の仕事をするか。→継続して勤務が決まれば検討できるが。

<申請理由(カテゴリー)> 一時的な失業(失業・退職)、母子家庭。日常生活には困ってないが、まとまった資金が必要になった。

<貸付金の使用目的> 転居費。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 継続して勤務が決まっていない。

<今後の方針> 母子福祉資金(役所窓口)の紹介。

<終結> 継続して勤務が決まれば検討可能。母子福祉貸付制度紹介。

<家族構成> 核家族世帯。配偶者なし。本人と子ども。5月に離婚。母子家庭。前夫と住所が一緒(夫は帰って来ない)。

<住宅> 賃貸住宅。前夫名義で借りているマンション→ご本人が仕事をして今まで支払ってきた。前夫と住所が一緒(夫は帰って来ない)。家賃86,000円。

<就労状況> 昼間の仕事に転職しようと思っている。アルバイト収入20万円→昼間の仕事週3日くらい、今月から外回りで3か月短期終わり。夜のバイト週1日。

<経済状況・債務> 主な収入源は本人の就労収入のみ。アルバイト収入20万円

<健康・障害> 記載なし。

類型2 (貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり)

ID No. 69 女性 (年齢不明)

<相談形態> 記載なし

<紹介経路> ハローワーク

<相談内容>

・相談したい内容 (本人希望) 記載なし

・相談内容 (担当者の記載) ◆ハローワークからの紹介。◆失業保険の手続きをしていない。その前に仕事を早急に見つけたい。◆しかし、今日明日の生活費がなくなってしまった。◆パートを始めて5日。15万円/月の見込み。他にも仕事を探している。◆⇒雇用保険受給待ちと、初任給待ちの緊急小口資金の説明するも、家賃の負担が大きく貸付難しいと話す。

<申請理由 (カテゴリー)> 就職のつなぎ (初任給待ち)。一時的に生活費に困っている。今日明日の生活費がなくなってしまった。

<貸付金の使用目的> 家賃、生活費 (困窮)。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 返済の見込みがない。家賃の負担が大きい。

<今後の方針> 記載なし

<終結> 未 (緊急小口資金の説明をするも、家賃の負担が大きく貸付が難しいと話す。)

<家族構成> 単独世帯。配偶者なし。単身。

<住宅> 賃貸住宅。家賃110,000円。

<就労状況> パートを始めて5日。15万円/月の見込み。他にも仕事を探している。雇用保険求職者給付の受給資格あるが、申請していない。

<経済状況・債務> 15万円/月の収入見込み。主な収入源なし (初任給待ち、雇用保険受給待ち)

<健康・障害> 記載なし

類型2 (貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり)

ID No.113 男性 (40代)

<相談形態> 来所

<紹介経路> 行政

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 総合支援資金(支援費、一時生活費)

・相談内容(担当者の記載) ◆◆現在、住宅手当の申請中である。◆本日は書類がなく、作成されていない。◆5月●日に予約。◆住民票、源泉徴収票を持参する。弁護士の会社を休眠状態である書類。◆結婚する予定であったため、高い家賃の部屋を借りた。現在彼女は別世帯で住民票も別。以前、50万円くらいの収入があった。

<申請理由(カテゴリー)> 一時的な失業(失業・退職)。全般的に生活費に困窮している。滞納中の家賃・公共料金の支払い。及び、就職までの生活費。

<貸付金の使用目的> 家賃、ライフライン(光熱費・電話・水道)、生活費(困窮)

<他制度の利用状況> 住宅手当申請中。

<貸付対象外の理由> 記載なし

<今後の方針> 総合支援資金(生活費、支援費)の貸付に向けて相談を進める。

<終結> 住宅手当を申請中だが本日は書類がなく作成されていない。5月●日に予約。

<家族構成> 単身、単独世帯。

<住宅> 賃貸住宅。家賃138,000円。結婚する予定で高い家賃の部屋を借りた。家賃・公共料金滞納、住居を失うおそれがあり。

<就労状況> 弁護士の会社を休眠状態(以前、50万円くらいの収入)。現在求職中。就業状況不明。

<経済状況・債務> 収入3~7万円/月。収入源あり(収入源の種類は不明)

<健康・障害> 記載なし

類型2 (貸付に至らなかったケース 対応不明)

ID No. 70 男性 (80代)

<相談形態> 電話

<紹介経路> 包括

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 生活福祉資金

・相談内容(担当者の記載) ◆妻よりTEL。◆本人(80)、尿カテーテル、ふらつき、転倒。
◆インターフェロン。2年前、血小板↓↓で、やめた。◆C型→肝硬変→胆管Ca。T病院で内視鏡。ステントの挿入→肝硬変様子悪い。◆2か月入院、毎月25~30万円、2人部屋(2月=30万円、3月=25万円、4月=〇〇(#空欄)→毎月10日支払い)→自宅に帰った。◆要介護1、区変で要介護3に。24時間目がはなせない。共倒れになる。受け入れ先ない。→4月~A療養型入院中(月25万)。→1年以内の療養…??◆医療費の相談。◆収入は妻の年金のみ(26万円/2か月)。◆自宅、住宅ローンなし。

<申請理由(カテゴリ)> 就職のつなぎ(初任給待ち)。一時的に生活費に困っている。今日明日の生活費がなくなってしまった。

<貸付金の使用目的> 健康。日常生活には困っていないが、まとまった資金が必要になった。

<他制度の利用状況> 医療費

<貸付対象外の理由> 1年以内の完治見込み困難。

<今後の方針> 記載なし

<終結> 未(1年以内の完治見込み困難のため対象外)

<家族構成> 核家族世帯。配偶者あり。

<住宅> 持ち家。住宅ローンの支払いなし。

<就労状況> 就業していない。

<経済状況・債務> 収入は妻の年金のみ(26,000円/2か月)。

<健康・障害> 記載あり(本人)。本人=尿カテーテル、ふらつき、転倒。C型→肝硬変→胆管Ca。要介護1、区変で要介護3に。首都近郊療養型入院中→1年以内の療養…??

類型2 (貸付に至らなかったケース 対応不明)

ID No. 114 男性 (60代)

<相談形態> 来所

<紹介経路> 記載なし

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 緊急小口資金

・相談内容(担当者の記載) ◆平成18年1月頃~4年間、警備業(18~20万円の収入)。◆平成22年3月●日付退職。定年退職をのばしてもらった。◆平成22年5月に4日間の研修期間。→本採用にはなっている。競馬場での警備の仕事。15~16万円/月??週1日休んで、あとは勤務か?→収入見込みがわからない。→雇用証明書取れるのか?→現時点ではお願いできない。→今後の収入見込みなどが不明なため、今の時点では小口の申請は不可と判断。◆妻の年金(20万円/2か月)。体調が悪くて病院。◆ハローワーク窓口。

<申請理由(カテゴリー)> 就職のつなぎ(初任給待ち)、健康。一時的に生活費に困っている。

<貸付金の使用目的> 生活費(困窮)

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 初任給待ちの緊急小口。雇用証明がとれないため。

<今後の方針> 記載なし

<終結> 未(雇用証明が取れず今後の収入見込みが不明なため現時点では小口の申請は不可と判断。)

<家族構成> 核家族世帯。配偶者あり。本人と妻。妻、体調が悪くて病院。

<住宅> 賃貸住宅。都営住宅に申し込み済み。家賃60,000円。

<就労状況> 平成18年1月頃~4年間、警備業→平成22年3月中旬退職→平成22年5月~警備員、4日間研修期間後本採用。

<経済状況・債務> 主な収入源は家族の年金のみ。15~16万円/月?(収入見込み不明)、妻の年金(20万円/2か月)。初任給待ち。

<健康・障害> 記載あり(家族等)。妻、体調が悪くて病院。

類型3 低所得者層（準）要保護層

■貸付に至ったケース

ID75

■貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり

ID24,ID31,ID35

■貸付に至らなかったケース 対応不明

ID123,ID143

類型3 (貸付に至ったケース)

ID No. 75 男性 (40代)

<紹介経路> 住宅手当窓口

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 生活費の貸付

・相談内容(担当者の記載) ◆債務なし。◆5月中旬、住宅手当申請済み。◆平成18年10月・11月、アルバイト(22万円/月収)。→平成20年5月、立体駐車場の管理(自主退社、いやがらせ)。→その後日雇いの仕事、建築現場(4月・5月仕事ない。6月くらいまで仕事ない)。◆今後就職活動をしたい。◆支援費借入希望。◆相談カード渡し済み(3枚)。必要書類の説明する。→書類がそろったら電話をもらう。

<申請理由(カテゴリー)> 一時的な失業(失業・退職)一時的に生活費に困っている。年度末に仕事がなくなってしまったため。7月にならないと仕事がない。

<貸付金の使用目的> 生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 住宅手当を申請中。就職安定資金融資を利用している。

<今後の方針> 総合支援資金の貸付に向けて相談を進める。

<終結> 貸付

<家族構成> 単身、単独世帯。

<住宅> 賃貸住宅。家賃は29,000円。

<就労状況> 平成18年10月・11月、アルバイト→平成20年5月、立体駐車場の管理(自主退社、いやがらせ)→その後日雇いの仕事、建築現場(4月・5月仕事ない。6月くらいまで仕事ない)。

平成22年4月上旬から年度末のため仕事なくなった。雇用保険求職者給付の受給資格なし。就業していない。

<経済状況・債務> 収入源なし(初任給待ち、雇用保険受給待ち、休職中も含む)。現在の預貯金・手持ち金1,078円。債務なし。

<健康・障害> 記載なし